

岐阜市立女子短期大学学生支援方針

制定：令和4年9月28日

この方針は、本学の学則及び教育目標の実現において、すべての学生が学生生活を通して豊かな人間性を涵養し、学生の資質及び能力の向上を図り、発揮させることを目的として学生支援の方針として定める。

1. 修学支援

- ・ 修学に関する相談体制を整備し、教職員が相互に連携して相談・指導に取り組む。
- ・ 学生が自ら意欲的に修学を進めることができるよう、施設の利用環境及び設備環境の整備に努める。
- ・ 成績不振の学生や留年生、休学者及び退学希望者の状況把握を行い、それぞれの学生の状況に応じた指導及び助言を適切に行う。
- ・ 専門的知識や深い教養を修得させることを目的とした正課教育のほか、広い視野を持つ豊かな人間性を育むことを目的とした正課外教育に取り組む。

2. 生活支援

- ・ 学生の豊かな人格形成に資するため、正課内外の活動に積極的に取り組むことができるよう支援を行う。
- ・ 学生が健全な心身を維持・増進するために、学生が快適で不安なく過ごせるよう支援を行う。
- ・ 学生の経済的な不安を解消するべく、授業料減免制度及び奨学金制度やアルバイトの情報提供等による支援を行う。
- ・ 学生の人権を尊重し、ハラスメントの防止及び事案に対して適切な支援を行う。

3. 進路支援

- ・ 1年次より、各学科の教育・研究内容をふまえ学生の多様な進路の希望に対する相談や支援を行う。
- ・ 卒業生と連携し、情報収集を行うなど、学生の支援体制や内容の充実を図る。